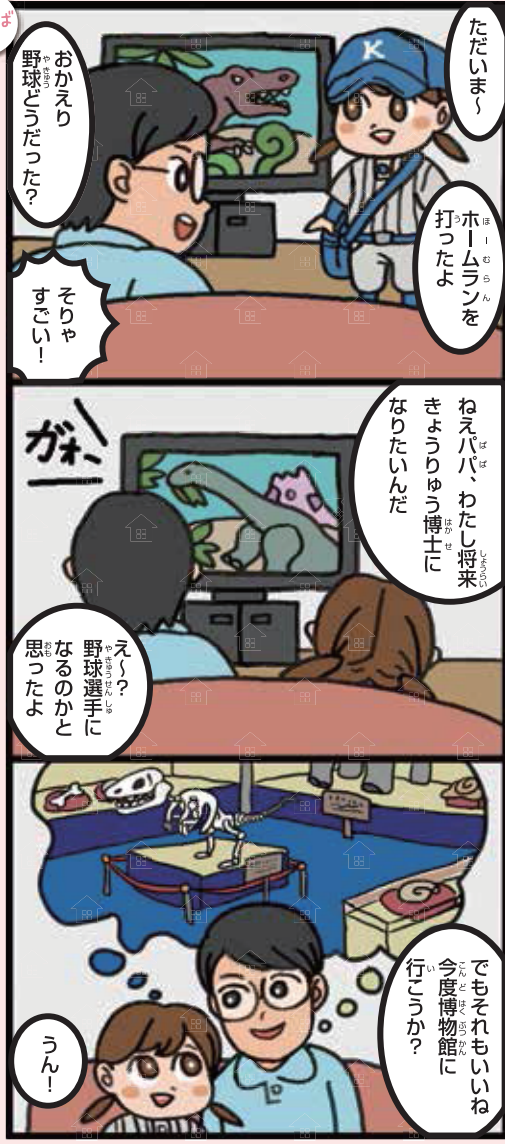


**たどれば**  
**家で**

子どもは、他の人とはへらへらされたり、決めつけられたりせずに、ありのままの自分を大切にされます。将来のゆめなども自由に決めることができ、そのゆめに向かっておうえんしてもらうことができます。



**子どもの権利条例条文**

- 第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。
- 第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。

**たどれば**  
**学校で**

こまっているときは、自分のできないところを助けてもらったり、必要な助けをうけることができます。外国などから来て言葉があまりわからなかったりしたら、必要な助けをうけることができます。



**子どもの権利条例条文**

- 第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。

**たどれば**  
**地域で**

子どもの意見もおとなは聞き取り伝えることができます。子どもの権利じょうりいは、子ども会議というつくりかみがあり、子どもたちが自分たちの意見を市(市役所)に伝えることができます。



**子どもの権利条例条文**

- 第15条 子どもは、参加することができる。
- 第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催する。子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。